

事務連絡
平成 23 年 3 月 18 日

都道府県・政令市産業廃棄物主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
産業廃棄物課

他自治体からの廃棄物の搬入受入れ及び
産業廃棄物処理施設の運転管理の適切な実施について

平成 23 年東北地方太平洋沖地震等により、広範囲にわたる地域で甚大な被害が発生しております。

被災地域の復興に向けては、震災による廃棄物処理施設の被災の状況や被災地域において発生している膨大な量の廃棄物の現状を鑑みた上で、これらの廃棄物を適切に処理することが重要です。そのためには、関係自治体等が連携して廃棄物の広域的処理を円滑、迅速かつ適切に行う必要があり、また、今後、被災された自治体等から貴管内の産業廃棄物処理業者に対し協力の要請がなされることも十分に想定されます。

については、従来より、一部の自治体において事実上行われている他自治体からの産業廃棄物の搬入規制については、広域的な処理の観点等から必要な見直しを行うことにより適切に対応されるよう要請してきたところですが、特に、被災地域で生じた廃棄物の処理への対応として、被災地域からの廃棄物の受入れが円滑に進むよう適切な措置を講じるとともに、自治体及び産業廃棄物処理施設の設置者等関係者間の連携を密にし、被災地域への管内処理施設情報等の提供を行うなどして、被災地域において発生した廃棄物が円滑、迅速かつ適切に処理されますよう、特段の御配意を改めてお願い申し上げます。

なお、本震災対応として計画停電が実施又は予定されている地域については、同計画停電実施時においても、産業廃棄物処理施設が適切に運転管理されますよう、貴管下内の事業者に対する周知方、あわせてよろしくお願ひいたします。